**選挙運動用自動車運転契約書**

　　北九州市議会議員一般選挙 　　　　区選挙区候補者

（以下｢甲｣という。）と

　　　　　　　　　　（以下｢乙｣という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　　令和７年１月　　日から１月　　日まで　　　日間

　　原則として毎日　　　　　　　　　　時　　分　から　　　　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円×　日間）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約の基づく契約金額については、乙は、北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、北九州市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北九州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北九州市に請求ができない。

５　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

　　甲　　北九州市議会議員一般選挙候補者　　　　　区選挙区候補者

　　　　　住　所

氏　名

　　乙　　住　所

　　　　　氏　名